

## ○国土交通省告示第三百二号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十三条第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

租税特別措置法施行令第四十三條第三項の特定国際船舶を指定する告示の一部を改正する告示  
 租税特別措置法施行令第四十三條第三項の特定国際船舶を指定する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百三三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定とこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>租税特別措置法施行令第四十三條第三項の対象船舶を指定する告示</p> <p>租税特別措置法施行令第四十三條第三項の規定により国土交通大臣が指定する対象船舶は、次の各号のいずれかに該当する処分等であつて、出港の制限を伴うものを受けたことのないものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第六十條第一項及び第二項に規定する命令</p> <p>六 (略)</p> <p>七 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十三條第一項に規定する命令又は同條第二項において準用する同法第三十二條第二項に規定する命令若しくは差止め</p> <p>八 次に掲げる条約に基づき締約国が行つた前各号に相当する処分等</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ト 二千四年の船舶のプラスチック水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約 (略)</p> <p>チ 二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約</p> <p>リ 二千七年の難破物の除去に関するナイロピ国際条約</p> <p>ヌ 二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約</p>	<p>租税特別措置法施行令第四十三條第三項の特定国際船舶を指定する告示</p> <p>租税特別措置法施行令第四十三條第三項の規定により国土交通大臣が指定する特定国際船舶は、次の各号のいずれかに該当する処分等であつて、出港の制限を伴うものを受けたことのないものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十二條の二第一項及び第二項に規定する命令</p> <p>六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 次に掲げる条約に基づき締約国が行つた前各号に相当する処分等</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ト (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附 則  
 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七号及び第八号ルの規定は、二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。